

# 表 彰 規 程

## (目的)

第一 条 この規程は、全国公共図書館協議会あるいは、公共図書館の事業に尽力し、その功績顕著な者の表彰に関する事項を定めることを目的とする。

## (表彰の対象)

第二 条 全国の公共図書館並びに図書館協議会から推薦された者で、次の各号の一に該当すると認められるときは、理事会の決定を経て、これを表彰する。

- 一 特に本会に功労のあつた者
- 二 永年図書館の事務に従事し、功労のあつた者
- 三 永年図書館協議会の委員として功労のあつた者
- 四 その他、特に表彰することが適當と認めた者

2 すでに表彰された者であつても、その後前項の他の項目に該当するにいたつたときは、さらに表彰することができる。

## (表彰の方法)

第三 条 表彰は、表彰状の贈呈をもつて行う。理事会で必要と認めたときは、あわせて記念品を贈呈することができる。

## (経 費)

第四 条 表彰に要する経費は、本会の会計をもつてこれにあてる。

## (委 任)

第五 条 この規程の施行について必要な事項は、理事会で定める。

## 付 則

この規程は、昭和四十五年六月二十五日から施行し、本会が設立されたときから適用する。

## 表 彰 規 程 施 行 内 規

最終改正 平成二三年六月二七日

第二条第一項の適用については、次による。

- 第二号 (1) 公共図書館に勤務した期間が三十年以上で功労のあつた者  
(2) 公共図書館の館長として十年以上勤務し功労があり転退職した者  
(3) 司書の資格を有する者で、公共図書館に勤務している者が、公共図書館、大学図書館、学校図書館、公民館図書室及び図書館類縁機関に勤務した期間の合計が三十年以上で功労のあつた者
- 第三号 (1) 委員として十五年以上で功労のあつた者  
(2) 委員として十年以上その職にあり、功労があり退任した者  
付 則 (昭和四十五年六月二十五日)
- この内規は、昭和四十五年六月二十五日から適用する。  
付 則 (平成十三年六月二十七日司書資格を有する者の特例)  
この内規は、平成十三年七月一日から適用する。